

## 令和4年1月1日から景観アドバイザー制度が始まります。

建築物及び工作物の配置、形態・意匠、外構、色彩及び広告物の配置計画等に関する事項について、川崎市景観計画に基づき、良好なデザインの誘導を行うため、専門家（景観アドバイザー）による技術的な助言を行う、景観アドバイザー制度を創設しました。

また、同じく令和4年1月1日から始まる川崎市都市景観条例に基づく事前協議（以下、「事前協議」という。）では、景観アドバイザー制度を活用し、景観アドバイザーから助言を得る「景観アドバイザー会議」を行います。



### 景観アドバイザー制度のメニュー

- (1) 景観法に基づく届出対象行為への都市景観形成に関する助言（事前協議の対象となるものは、原則、景観アドバイザー会議を行います。）
- (2) 公共施設への都市景観形成に関する助言
- (3) 景観形成協議会への助言
- (4) 市民、事業者等への助言



### 事前協議の対象

次のいずれかの行為に該当する場合、事前協議の対象となります。

- ・高さが31mを超える建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・壁面の長さが70mを超える建築物の建築等
- ・景観計画特定地区における建築物の建築等又は工作物の建設等



※建築物（工作物）の建築（建設）等とは、新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更となります。  
※建築物及び工作物の高さ、建築物の壁面の長さの測り方は、景観法に基づく届出に準じます。

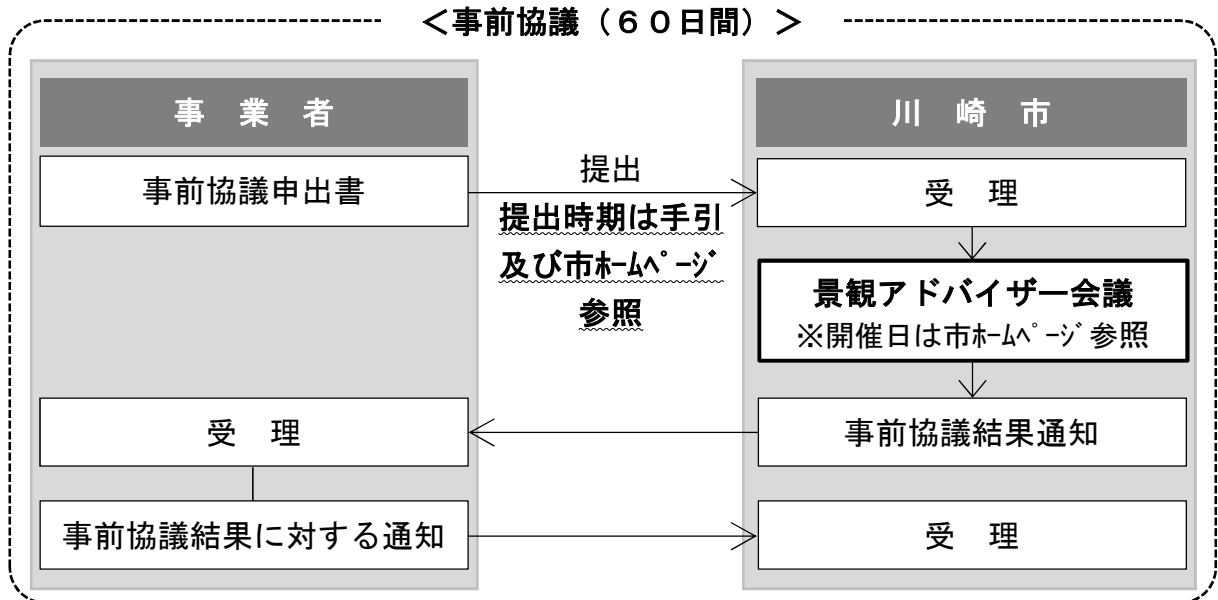
※事前協議の流れは裏面をご覧ください。

### 景観アドバイザー会議（月1回程度開催）

景観アドバイザー会議は、建築物及び工作物の配置、形態・意匠、外構、色彩等及び広告物の配置計画等に関する事項について、本市景観計画を踏まえたなかで、市が景観アドバイザーから技術的な助言を得るための会議となります。月1回程度の開催を予定しています。

## 事前協議の流れ

事前協議申出書に都市景観条例施行規則別表第1に定める図書及び景観デザインチェックシートを添付の上、ご提出ください。



景観法に基づく届出（工事着手の30日前までに提出）

着手届

完了届

※工事着手とは、建築物の建築等又は工作物の建設等の工事に着手する日を指します。ただし、根切り工事等建築物等が地上に立ち上がらない工事等は除きます。（景観法第18条）

※景観法に基づく届出以降につきましては、これまで通りの手続となります。（届出対象は市ホームページをご覧ください。）

問い合わせ先：川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3022 FAX：044-200-3969

E-mail：50keikan@city.kawasaki.jp

Instagram：kawasaki\_townscape 川崎市の素敵な景観を紹介しています。

フォロー・いいね！  
歓迎します



うら面